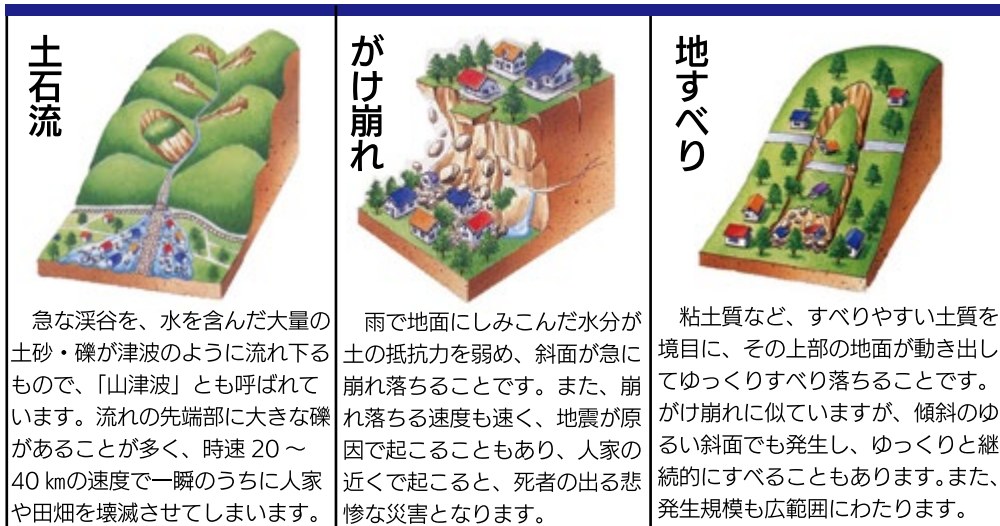


近年、異常な集中豪雨により、土石流、がけ崩れなどの土砂災害が発生し、人命・家屋などに大きな被害が出ています。今年もまた、土砂災害の起こりやすい長雨の季節となりました。土砂災害に対する備えや、避難場所などをこの機会に再確認しましょう。



土石流
急な渓谷を、水を含んだ大量の土砂・礫が津波のように流れ下るもので、「山津波」とも呼ばれています。流れの先端部に大きな礫があることが多く、時速 20～40 km の速度で一瞬のうちに人家や田畑を壊滅させてしまいます。

がけ崩れ
雨で地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が急に崩れ落ちることです。また、崩れ落ちる速度も速く、地震が原因で起こることもあり、人家の近くで起こると、死者の出る悲惨な災害となります。

地すべり
粘土質など、すべりやすい土質で境目に、その上部の地面が動き出してゆっくりすべり落ちることです。がけ崩れに似ていますが、傾斜のゆるい斜面でも発生し、ゆっくりと継続的にすべることもあります。また、発生規模も広範囲にわたります。

「土砂災害警戒情報」とは降雨により土砂災害発生のおそれが高まった時に避難の判断の目安となる情報
問合せ 大阪府河川環境課砂防グループ Tel06-6944-9302 内線 2955

◆災害に備えた日頃の準備

- ①日頃から天気予報や注意報に関心を持ちましょう。
- ②避難場所、避難経路を確認しましょう。
- ③緊急時に必要な用品を準備しておきましょう。

～防災情報を

手軽にあなたのもとへ～

QRコードを読み取り、空メールを送信。登録用URLにて登録作業を行ってください。



QRコード (大阪府)
土砂災害の防災情報

防犯カメラ設置事業補助金

自治会等が防犯カメラを設置される際の費用の一部を補助いたします！

●制度の利用対象者

市内の自治会、町会その他これらに準ずる団体

●対象となる経費

防犯カメラの設置に要する経費（カメラや記録装置購入の費用、支柱の設置費用、電気工事代等）

※保守点検、修理、電気料金等の維持管理に要する経費は自治会等の負担

●対象となる要件

- ①防犯カメラの撮影範囲は、主に道路等の公共の用に供する場所とし、マンション等共同住宅の内部、駐車場、事業所、工場の敷地内などを撮影している場合は対象となりません。
- ②防犯カメラの設置、管理又は運用に関し、「羽曳野市防犯カメラ設置基準」に適合する基準を定めていること。
- ③防犯カメラの設置に関し、他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。

●補助内容

防犯カメラ設置にかかった費用の2/3を補助します。ただし、補助金の上限は、カメラ1台につき20万円です。また、同一年度における一つの自治会等での申請台数の上限は3台までとし、補助金を受けた年度の翌年度（平成30年度に補助金を受けた団体）は、制度をご利用いただけません。

●注意点

- ①警察署からの犯罪捜査の目的等、法律に基づき記録画像データの提供を依頼される場合がありますので、その際は、各自治会等にて対応していただきます。
- ②自治会等内での合意形成を図り、設置場所は事前に地域住民に周知してください。
- ③特に、防犯カメラの撮影範囲に入る家屋や事業所等の所有者、入居者等には、個別に了承をもらってください。

- ④設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨の標識等を設置してください。
- ⑤道路等に設置する場合には、あらかじめ道路管理者（市・府等）の許可を得てください。
- ⑥防犯カメラに記録された画像は、機械の点検等、特に必要な場合以外の表示、および①の場合を除いて、外部への提供は禁止します。
- ⑦抽選（申込多数の場合）により交付団体を決定します。

★抽選参加申込期間

6月3日(月)～6月14日(金) 9:00～17:30 (平日)
指定の抽選申込書により抽選の申込をして頂きます。

★抽選日

6月17日(月) 15:00～
交付団体が決定した後、補助金交付申請を行って頂きます。

★申請期間

6月17日(月)～7月31日(水)
※申請時に必要な書類（抽選で補助が決定した団体）

- ・防犯カメラ設置事業計画書
- ・自治会等の規約
- ・自治会等の役員名簿
- ・防犯カメラ設置が自治会等の総意であることを証する書類等
- ・防犯カメラの撮影対象区域の住民等の同意書
- ・自治会が定めた防犯カメラ管理運用に関する規定
- ・防犯カメラ管理責任者届出書
- ・防犯カメラ配置予定図
- ・防犯カメラ設置費見積書
- ・防犯カメラの仕様書
- ・その他市長が必要と認める書類